

第16. 委員会指示等について

★海区漁業調整委員会とは??

海区漁業調整委員会は、その漁業調整機構の運用によって、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、漁業生産力を発展させることを目的として、漁業法に基づき設置された機関。

(1) 日高海区漁業調整委員会が発動した委員会指示

★委員会指示とは??

委員会が、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときに、水産動植物の採捕の制限又は禁止など、関係者に対し発する指示。

令和3年度に発動した委員会指示：まつかわの採捕制限に係る委員会指示

指示期間	令和3年8月8日～令和4年8月7日
指示海域	広尾町とえりも町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から106度30分の線以西の日高振興局管内沖合海域
委員会指示の内容	全長35センチメートル未満のまつかわを採捕した場合は、速やかに海中に還元しなければならない
備考	国、地方公共団体、独立行政法人、大学又はこれらの機関から委託を受けた者が試験研究のために採捕する場合は、この限りではない

(2) 日高海区漁業調整委員会が行っている調査等

★さけ定置漁業の漁獲実績の把握

当管内におけるさけの漁獲状況を把握することにより、さけ資源の利用・調整に役立てています。

●令和3年度日高管内秋さけ定置漁業による漁獲重量（単位：kg）

えりも漁協		日高中央漁協		ひだか漁協	
庶野	438,994	様似	87,757	三石	55,615
えりも	219,789	浦河	76,121	静内	118,298
冬島	54,072	荻伏	81,433	新冠	69,432
				門別	26,628